

大阪府・大阪市 税務事務連携に係る実施（案）

	法人関係共同調査	合同滞納整理	共同受付窓口の設置（検討状況）
目的	<p>大阪府と大阪市が保有する情報を有効に活用し、事務所等設立の届出書を提出していない法人を捕捉したうえで、共同で届出書提出の慫慂（しょうよう）等を行うことにより効率的かつ効果的な調査業務の処理促進を図る。</p> <p>（参考）届出義務 大阪府税条例第34条の2・第41条の11 大阪州市税条例第37条・第134条の17</p>	<p>大阪府と大阪市の重複滞納事案で、高額かつ処理が困難な事案に対し合同で滞納整理を実施し、徹底した財産調査や差押財産の積極的な換価により滞納事案の処理促進を図る。</p>	<p>これまで府税事務所と市税事務所の2カ所へ来所する必要があった法人関係税の申告書の提出や納税証明書の請求を1カ所で行えるよう、大阪市税の法人関係の申告書等の受付窓口を移転する（新）中央府税事務所に設置することにより、納税者の利便性向上を図る。</p>
開始時期	平成24年10月1日～	平成24年10月1日～	平成25年4月の予定
体制	<p>調査体制は、調査事案等に応じて下記職員で編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市内府税事務所 法人課税担当職員 ・大阪市船場法人市税事務所 法人市民税（調査）担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府税務室徴税対策課特別整理グループ職員（11名） ・大阪市税務部収税課収納対策特別チーム職員（9名）で構成。 <p>※相互併任制度を活用し、大阪府職員は大阪市職員を併任、大阪市職員は大阪府職員を併任。</p> <p>〇辞令交付式 平成24年10月1日（月） 大阪市船場法人市税事務所第4会議室</p>	<p>（新）中央府税事務所に大阪市船場法人市税事務所職員が常駐し申告受付業務や納税証明書発行業務等を行う。</p> <p>なお、業務の繁閑に応じ、常駐する大阪市の職員数は変動する。</p>
対象	<p>〇 大阪府と大阪市それぞれが保有する調査資料に記載のある法人で、府市に法人設立等の届出書を提出していない法人調査資料情報件数・・・約39,000件 うち共同慫慂等実施件数・・・約300件</p> <p>年間約39,000件の調査資料について、法人開設等の届出の有無を照合し、未登録法人等について申告慫慂等を実施している。</p> <p>なお、24年度は既に調査が進捗しているため、10月以降に申告慫慂等を行う法人（約300件（見込み））について、共同した取組みを実施する。</p>	<p>〇 大阪府と大阪市の重複滞納事案のうち、滞納税額が100万円以上（府・市とも平成24年8月末時点を確認分とする。）の滞納事案 取組対象事案件数・・・66件 949百万円 （内訳） ・府税分…519百万円、市税分…430百万円</p> <p>〇 取組対象事案について、大阪府と大阪市で分担を行い、イニシアチブ（主担当）を決定の上、滞納整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府イニシアチブ分 30件 税額（府・市滞納額計）426百万円 ・大阪市イニシアチブ分 36件 税額（府・市滞納額計）523百万円 	<p>〇 大阪市内の法人府民税、法人事業税及び法人市民税の申告が義務付けられている法人又はその代理人。</p> <p>〇 府税、大阪市税双方の納税証明書の請求者。</p>
方法	<ul style="list-style-type: none"> 〇 大阪府と大阪市それぞれが保有する調査資料を有効活用し、法人の事務所等の捕捉調査を実施する。 〇 法人に対し、「開設届」提出慫慂文書に、府市相互の開設手続・制度等の案内チラシを同封し送付する。 〇 慫慂等に応じない法人に対し、府市共同で申告・届出等の指導を行う。 〇 次年度以降に向けて調査結果の検証、調査資料等のより有効な活用・連携等の検討を行う。 	<p>〇 「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム」を設置し、同チーム対策会議（定期（月1回）、随時）において、取組事案ごとに処理方針及び役割分担を決定。</p> <p>その後、処理方針に基づいた納税交渉・財産調査（必要に応じ、合同捜索及び合同公売）を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〇 窓口…（新）中央府税事務所の受付カウンターで、大阪府・大阪市双方の法人関係税の申告受付や納税証明書の発行を行う。 〇 様式統一…法人の届出関係書類の様式を府市で同一様式とし、納税者の記入・提出の手間を省力化する
目標	<p>申告慫慂対象法人すべてについて事業所等の有無を確認し、必要な法人に対し申告書等の提出を求め、適正課税を行う。</p>	<p>平成24年度処理目標 件数、税額 25%以上の処理 ※処理とは、収入（取立・換価を含む）、滞納処分の停止及び減額したものをいう。</p>	<p>【参考】 ・対象法人数……約134,000法人 （大阪市内府税事務所の担当法人数）</p>